

## 第2号の2様式の記載要領

1 この様式は、適格年金契約の変更と同時に、新たに締結した年金指定単契約又は年金特定契約について、適格年金契約の承認を受けようとする場合の申請又は届出をするときに使用します。

なお、この様式は、第1号様式及び第2号様式の記載要領に準じて記載し、年金特定契約に係るものについては、第2号の2様式付表1及び付表2を添付しますが、次の事項についても留意してください。

2 (注1)及び(注2)の部分は、申請書等の区分に応じ、それぞれ次のとおり記載します。

(1) 申請書として使用する場合

イ (注1)及び(注2)の部分は「承認申請書」とし、「届出書」の文言を抹消します。

なお、当該契約が特例適格年金契約の場合は、「適格退職年金契約の 及び変更の 」の前に「特例」と記載します。

ロ (注3)の部分は、変更の形態により次のとおり記載します。

(イ) 一般適格年金契約をその要件の範囲内で制度変更する場合

「法人税法施行令附則第17条第4項の規定により申請します。」

(ロ) 特例適格年金契約をその要件の範囲内で制度変更する場合

「法人税法施行令附則第17条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第8項の規定により申請します。」

(ハ) 一般適格年金契約を制度変更したうえで特例適格年金契約として申請する場合

「法人税法施行令附則第17条第4項及び租税特別措置法施行令第39条の36第5項の規定により申請します。」

(ニ) 特例適格年金契約を制度変更したうえで一般適格年金契約として申請する場合

「法人税法施行令附則第17条第4項の規定により申請するとともに、租税特別措置法施行令第39条の36第9項の規定により特例適格退職年金契約に該当しないこととなったことを届出します。」

(ホ) 年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結されたときには、「適格退職年金契約について次の理由により変更したので」を抹消し、その部分に「退職年金契約について法人税法施行令附則第17条」と記載し、続けて、当該契約が特例適格年金契約の場合には、「第1項及び租税特別措置法施行令第39条の36第5項の規定により承認の申請をします。」と、一般適格年金契約の場合には、「第1項の規定により承認の申請をします。」と記載します。

(2) 届出書として使用する場合

イ (注1)及び(注2)の部分は「届出書」とし、「承認申請書」の文言を抹消します。

なお、当該契約が特例適格年金契約の場合は、「適格退職年金契約の 及び変更の 」の前に「特例」と記載します。

ロ (注3)の部分は、変更の形態により次のとおり記載します。

(イ) 一般適格年金契約をその要件の範囲内で制度変更する場合

「法人税法施行令附則第17条第7項の規定により届出します。」

(ロ) 特例適格年金契約をその要件の範囲内で制度変更する場合

「法人税法施行令附則第17条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第13項の規定により届出します。」

- (ハ) 一般適格年金契約を制度変更したうえで特例適格年金契約として届出をする場合

「法人税法施行令附則第17条第7項及び租税特別措置法施行令第39条の36第12項の規定により届出します。」

- (ニ) 特例適格年金契約を制度変更したうえで一般適格年金契約として届出する場合

「法人税法施行令附則第17条第7項の規定により届出するとともに租税特別措置法施行令第39条の36第9項の規定により特例適格退職年金契約に該当しないこととなったことを届出します。」

- (ホ) 特例適格年金契約について措令第39条の36第4項第1号又は第2号の要件を満たさないこととなった場合

(「変更したいので」を抹消し)「特例適格退職年金契約に該当しないこととなったので届出します。」

- (ハ) 年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結されたときには、「適格退職年金契約について次の理由により変更したので」を抹消し、その部分に「退職年金契約について法人税法施行令附則第17条」と記載し、続けて、当該契約が特例適格年金契約の場合には、「第6項及び租税特別措置法施行令第39条の36第12項の規定により届出します。」と、一般適格年金契約の場合には、「第6項の規定により届出します。」と記載します。

- 3 「契約区分」欄は、契約区分の変更が行われている場合には、変更後の契約区分を本書きし、変更前の契約区分をカッコ書きします。

- 4 「契約形態」欄は、契約形態の変更が行われている場合には、変更後の契約形態を本書きし、変更前の契約形態をカッコ書きします。

- 5 「年金指定(金銭)信託契約に係る承認の状況」欄は、次のとおり記載します。なお、年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結されたときの申請書等については、記載を要しないことに留意してください。

- (1) 「契約締結日」の各欄は、次のとおり記載します。

イ 事業主が、当初締結した適格年金契約に基づいて記載します。この場合、当該変更の申請書等を提出する受託機関が、当初契約締結時における契約当事者でないときは、「平成 年月 日」欄の上部に当初契約締結時の受託機関(幹事受託機関)名をカッコ書きします。

ロ 「承認番号」の欄は、当該承認が、定型的な契約書によるものであった場合には、第1号様式の記載要領7の(2)の(注)による承認番号を記載します。

(注)「適年」の「承認年月日」欄及び「承認番号」欄には、適格年金契約としての当初(新規契約)の承認年月日及び承認番号を記載し、「特例適年」の当該欄には、特例適格年金契約としての当初の承認年月日及び承認番号を記載します。

- (2) 「直前の契約変更日」の各欄は、次のとおり記載します。

前回の変更が「適格退職年金契約の変更の届出書」又は「適格退職年金契約の届出書及び変更の届出書」によっている場合には、これに基づいて記載します。

- 6 「変更理由」欄は、第2号様式に準じて記載しますが、年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結されたときの申請書等については記載を要しない

ことに留意してください。

- 7 「契約変更日」欄は、年金指定単契約に係る契約変更日を記載します。なお、年金特定契約のみが既に締結されている場合において、新たに年金指定単契約が締結された場合の申請書等については、「契約変更日」部分を二重線で抹消し、その上段に「契約締結日」と記載するとともに当該契約締結日を記載します。

## 第2号の2様式付表1及び付表2の記載要領

- 1 これらの様式は、適格年金契約の変更と同時に、新たに締結した年金指定単契約又は年金特定契約について、適格年金契約の承認を受けようとする場合の申請又は届出をするときに使用し、第2号の2様式に添付してください。
- 2 第2号の2様式付表1「年金特定（金銭）信託契約の新規契約の状況」は、新規の年金特定契約について、第1号様式付表に準じて記載します。なお、（注4）部分は、第1号様式付表の（注3）部分の記載要領に準じて記載します。
- 3 第2号の2様式付表2「年金特定（金銭）信託契約の変更の状況」は、年金特定契約の変更について、第2号様式付表に準じて記載します。なお、（注5）部分は、第2号様式付表の（注3）部分の記載要領に準じて記載します。